

放課後児童クラブを利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言再延長に伴う名護市放課後児童クラブの対応について (第二報)

保護者の皆さまには、日頃より名護市の放課後児童健全育成事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

政府による緊急事態宣言の再度の延長決定を受け、沖縄県の緊急事態宣言期間を令和 3 年 8 月 31 日 (火) まで再延長することが決定されました。

保護者の皆さまには新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言再延長に伴う名護市放課後児童クラブの対応について (通知)」(令和 3 年 7 月 9 日付け名福子第 280 号) により、8 月 22 日 (日) までの期間において家庭保育のご協力についてお願いしてきたところですが、緊急事態宣言期間の延長をふまえ、家庭保育協力依頼期間につきましても 8 月 31 日 (火) まで延長いたします。

なお、この取り扱いはご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保護者の就労等により放課後児童クラブの利用が必要な方への自粛をお願いするものではありませんので、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

本県における感染状況は依然厳しい状況にあるなかで市民の社会基盤維持のため放課後児童クラブは重要な役割を担っています。しかしながら、放課後児童クラブは 3 密を避けることが困難な状況にあり、職員は感染リスクや不安を抱えながら保育を行っております。保護者の皆さまには引き続きご家庭での健康管理や感染予防を徹底していただき、児童やご家族に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合には放課後児童クラブの利用を控えるようお願いいたします。

この対応は令和 3 年 8 月 6 日時点のものであり、今後の感染状況により、当通知の内容を変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 家庭保育協力依頼期間

令和 3 年 6 月 21 日 (月) から令和 3 年 8 月 31 日 (火) まで

※新型コロナウイルス感染者の発生等による臨時休所の場合を除き、放課後児童クラブをお休みした場合の日割り利用料の返還はございませんので、ご了承ください。

名護市こども家庭部 子育て支援課
連絡先：0980-53-1212 (内線 1 1 0)